ハツ第　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

住　　所：

氏　　名：　　　　　　　　　　　　様

住　　所：

氏　　名：　　　　　　　　　　　　様

伐採及び伐採後の造林の計画の確認通知書

高原町長　高妻　経信

令和　　年　　月　　日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された下記の内容を確認したので、通知する。

記

提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要

森林の所在場所：高原町大字　　　　　　字　　　　　　　番

伐採面積：　　　　　ha

伐採方法：　　　　　　　　　　　　　　　　　伐採率（％）：　　　　％

伐採の期間：令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

伐採樹種：

伐採齢：

集材方法：

（重要な留意事項）

・届出書の計画に従って伐採を実施してください。届出の内容と異なる伐採を行った場合、勧告や遵守命令がなされる場合があります。

・上記命令に従わず、引き続き届出の内容と異なる伐採が行われた場合、本確認通知書が無効となることはもとより、森林法第208条第２号の規定により罰則が適用される場合があります。

・伐採の完了した日から５年が経過した時点で、届出書に従った転用が図られていない場合は、その後２年以内に天然更新補助作業又は植栽を実施していただくこととなりますのでご注意ください。

・伐採、搬出に当っては、土地の保全、水源涵養、環境保全等に配慮し、当該地域及び周辺地域での土地の流出、崩壊、その他災害が発生しないよう十分留意して行ってください。

・届出書に記載された伐採の期間前に伐採を行った場合には、無届伐採として罰則が適用される場合があります。

・届出書の記載内容を厳守するとともに、伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採をしてください。

・伐採時の事故防止に努めるとともに、伐採用資機材の搬入・搬出及び伐採木の搬出を行う際の交通安全及び搬出・運搬時の道路破損など、周辺地域の状況に十分配慮してください。

・１ヘクタール（太陽光発電施設の場合は、0.5ヘクタール）を越えて伐採跡地を森林以外に転用するときは、事前に森林法第10条の2第1項に基づく知事の許可が必要ですので十分注意してください。